

第1章 計画の概要

1. 計画策定の背景

近年の人口の高齢化に伴って、介護を必要とする高齢者が増加しています。また、少子化・核家族化の進展等により、ひとり暮らし高齢者が増加し、家族介護者の高齢化（老々介護）が進行するとともに、高齢者と地域との関わりが薄れつつあり、それによる生活機能の低下や認知症の進行などが新たな問題となっています。

本市では平成 18 年 3 月に策定された「奈良市老人保健福祉計画及び第 3 期介護保険事業計画」のもと、介護予防、認知症予防に取り組み、多岐にわたる高齢者保健福祉施策を推進してきました。また、介護保険制度は、高齢者を支える制度として定着し、サービスの利用は着実に増加しています。

今後、平成 27 年には団塊の世代が高齢者となり、高齢化が一層進展することから、介護保険制度を初めとする高齢者福祉に関する諸制度について、持続可能なシステムを構築し、超高齢社会に対応していくことが急務となっています。そこで本市では、介護保険制度施行 9 年目にあたり計画を見直し、「奈良市老人福祉計画及び第 4 期介護保険事業計画」を策定するものです。

2. 法令等の根拠

介護保険事業計画は介護保険法第 117 条により、市町村は 3 年を一期として介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施に関する計画を定めることとされています。

また、老人福祉計画は老人福祉法第 20 条の 8 により、老人居宅生活支援事業及び老人福祉施設による事業の供給体制の確保に関する計画として定めることとされています。両計画は、密接な関連性を持つことから一体のものとして定めることとされています。

以上の 2 法に基づき本計画を策定します。

3. 介護保険事業計画と老人福祉計画との関係

介護保険事業計画は、奈良市内における要介護者等の人数、介護保険の給付対象となるサービスの給付実績やアンケート調査結果による今後の利用の意向等を勘案して、サービス種類ごとの量の見込み等について定め、介護保険の事業費の見込みを明らかにする等、今後の介護保険制度運営の

基となる事業計画です。

一方、老人福祉計画は、介護給付等対象サービスや介護予防事業の提供のほか、ひとり暮らし高齢者の生活支援のためのサービスの提供、地域住民による自主活動として実施される老人福祉事業などを含めた供給体制の確保に関する計画です。

このように両計画は、介護給付等対象サービスに関する事項が共通していること、また連携して事業を行い調和を保つ必要があることから、老人福祉水準の向上を図るための総合計画として一体のものとして策定します。

4. 関連諸計画との整合性

本計画は、高齢者福祉施策の一層の充実を図るため、奈良県において策定される「第4期奈良県介護保険事業支援計画」、「奈良県高齢者福祉計画」、さらに「奈良市第3次総合計画」、「奈良市地域福祉計画」等関連する諸計画と整合性のとれた内容のものとしします。

5. 計画の期間及び見直しの時期

介護保険事業計画と老人福祉計画は、一体のものとして策定するものと定められていますので、両計画は計画期間を同一とし、平成26年度を目標に平成21年度から平成23年度までの3か年計画とします。また、計画の見直しは平成23年度に行うこととします。

6. 計画の策定体制

(1) 奈良市高齢者保健福祉推進協議会

本計画は、高齢者の生活全体に関わる計画であるため、保健・医療・福祉の各分野の学識経験者及び被保険者等で構成する「奈良市高齢者保健福祉推進協議会」を設置し、高齢者施策にかかる幅広い内容について、意見を聴きながら検討を重ね、進めました。

また、策定にあたっては、市民の意見を反映するためアンケート調査を実施しました。

(2) 関係部局との連携及び調整

本計画と関連する施策との連携を図るため、庁内関係課の参画を求め構成する「奈良市高齢者保健福祉推進庁内連絡会」を設置し、幅広く検討を行い、調整を図りながら進めました。